

《研究ノート》

EUの中東欧拡大と〈ヨーロッパ社会モデル〉

下平好博

目次

はじめに

1. 経済統合プロセスのなかで「ヨーロッパ社会モデル」はいかに位置づけられてきたか？
2. 生産要素移動によってソーシャルダンピングは起こるか？
 - (1)中東欧拡大と労働力移動
 - (2)中東欧拡大と資本移動
3. 中東諸国のEMU参加は「底辺への競争」を惹き起こすか？
4. 構造基金は「底辺への競争」圧力を緩和するうえで有効か？

おわりに

はじめに

2004年5月に実現したEUの中東欧拡大は、過去のEU拡大に比べて、①その規模が15カ国から25カ国へと巨大なこと、②また中東欧10カ国とEU15カ国との間できわめて大きな経済格差が存在することの2点において、注目されている。このことは、①今後EUにおいて円滑な政治的意思決定がはたして可能かという疑問を投げかけるとともに^(註1)、②「ソーシャルダンピング」の発生によって、今後も「ヨーロッパ社会モデル」を維持することができるのか、という問題を提起している。

ここではとくに、後者の点に注目し、

- ①まず、「ヨーロッパ社会モデル」自体がEUの経済統合プロセスのなかでこの間大きく変化しつつあることを示したうえで、
- ②EUの中東欧拡大を契機に、生産要素（資本・労働）移動による「ソーシャルダンピング」

がどの程度発生するのか？

- ③また、中東欧諸国が近い将来EMUに移行した際に、EU全域にわたってどの程度の「底辺への競争」圧力が働くのか？
 - ④さらには、中東欧諸国への構造基金がそうした「底辺への競争」圧力を緩和するうえでの程度有効なのか？
- をそれぞれ問うことで、「ヨーロッパ社会モデル」の将来、ひいては「ヨーロッパ社会の将来」を占うこととしたい。

1. 経済統合プロセスのなかで「ヨーロッパ社会モデル」はいかに位置づけられてきたか？

まず、「ヨーロッパ社会モデル」の位置づけがEUの経済統合プロセスのなかでどのように変化してきたのかをみておこう。

税・社会保障政策に代表される再分配政策の権限は、EU統合がスタートした時点から現在に至るまで、基本的には加盟国の国家主権とさ

れている^(註2)。したがって、加盟国がそれぞれいかなる福祉国家を築くかについてEUレベルで強い強制力が働いているわけではない。ただ、EUは経済統合の各段階において加盟国に対して望ましい福祉国家のヴィジョンを示してきたことも事実であり、ここではそのヴィジョンを一応、「ヨーロッパ社会モデル」と名づけておく。

ところで、Balassa(1961)も述べているように、経済統合は<自由貿易圏><関税同盟><市場統合><通貨統合>という4つの段階を踏んで進められていくが、ローマ条約によって1958年に欧州経済共同体(EEC)が成立した直後の自由貿易圏の段階で、社会政策の分野でまず問題になったことは域内で自由な労働移動をいかに保障するかということであった。したがって、この目的を実現するためにEUは、1960年に欧州社会基金を創設するとともに、加盟国の社会保障制度や労使関係制度のちがいを前提にしたうえで、内外人均等待遇を保障するための方策の検討を開始している。

しかし、1967年に関税同盟が成立し、経済統合の成果が少しずつ現れるようになると、経済成長の成果を労働者階級にも還元することが次の大きなテーマになった。これを実現しようとしたのが1973年の社会行動計画の策定である。ここでは具体的に、①<完全雇用の実現と良質な雇用の確保> ②<労働者の生活・労働条件の改善> ③<労働者の参加拡大>という3つの目標が掲げられ、これらを実現するために、①労働市場政策と機会均等政策、②社会保障と職場の安全衛生、非典型労働の保護、③労働者の経営参加がそれぞれEUレベルで取り組むべき共通課題として設定されている。一口に<EU共通社会政策>とよばれるものの守備範囲はこの時点でほぼ決まったといっても過言ではない。またその対象は加盟国民一般ではなく、も

っぱら労働者にあり、かれらの権利拡大が目的であったことも特筆すべきである。

次に、市場統合の段階を迎えると、いわゆるソーシャルダンピング論が巻き起こり、EU共通社会政策の必要性がさらに強調されるようになる。関税障壁を撤廃することに加え、①物理的障壁(ヒト、モノの通過手続き)、②技術的障壁(製品規格の統一)、③財政的障壁(付加価値税率の統一)という3つの非関税障壁を撤廃することで、市場統合が完成するが、このような形で「国境」が廃止されて3億4000万人(当時)の単一市場が形成される段階で問題になったことは、域内で自由な生産要素移動が起こるとソーシャルダンピングが起きるのではないかという懸念であった。すなわち、社会基準の高い国から低い国への資本移動、また逆に社会基準の低い国から高い国への労働力移動が起こることで、それぞれの国の社会基準が次第に引き下げられていくことへの懸念である。そのため、ソーシャルダンピングの発生を防ぐ目的で、1989年末にイギリスを除く11の加盟国はEC社会憲章を採択し、域内で守るべき社会政策の最低基準を新たに47設けることになった。

だが、このような立法的アプローチによる共通社会政策はその後それほど長く続かなかった。というのも、市場統合が完成した1993年以降、わずか6年足らずで、次のステップである経済通貨統合が実現したからである。単一市場に複数の通貨が流通している事態は非効率ということで単一通貨ユーロが導入されたのであるが、単一通貨を導入するためには、金融政策を欧州中央銀行(ECB)に一元化することに加え、これまで加盟国の国家主権とされてきた財政政策についても一定の制約を加えることが必要になった。すなわち、加盟国の単年度の財政赤字をGDPの3%以内に抑え、また累積債務もGDPの60%以内に抑えるという財政安定化協定

がそれに当たるが、これによって加盟国は財政政策の自由度を失い、いままでのように福祉に大盤振る舞いすることが難しくなった。

そこで、この経済通貨統合の段階で打ち出された戦略は、〈世界でもっとも強い競争力をもち、かつダイナミックな知識集約型の経済を築き、持続的な経済成長とともに、より多くの良質な雇用を提供し、さらには域内での社会的凝集性を高める〉というものであった。この戦略は2000年3月にリスボンで行われたEU首脳会議で決まったため、通称「リスボン戦略」とよばれているが、〈競争力〉を維持することが経済政策の責任、〈完全雇用と良質な雇用を拡大する〉ことが雇用政策の責任、そして〈社会的凝集性を高める〉ことが社会政策の責任であるとし、これら3つの政策の連携と整合性を強調している点に特徴がある。

ところで、重要なのは、このリスボン戦略によって、これまで「ヨーロッパ社会モデル」とよばれてきたものがその性格を大きく変えたことである。たとえば、〈社会的凝集性〉を高めるための社会政策の具体策として、「社会保障の現代化」「社会的包摂の促進」「ジェンダー間の平等の促進」「柔軟性と安全とを兼ね備えた労使関係」など響きの良い言葉が並んでいるが、リスボン戦略それ自体はそもそも、当時IT革命によって良好な経済パフォーマンスを達成していたアメリカをモデルにしたものであるといわれ、「アメリカのようになりたい」とするヨーロッパの夢を具体化したものだといわれている。したがって、そこに隠された狙いは、現金給付に傾斜したヨーロッパ大陸諸国の硬直的な社会政策をアングロサクソン・モデルに近づけることにあるとされ、またこれと同じことは、「ウェルフェア」から「ワークフェア」への転換を狙った雇用政策についてもいえる^(註3)。

2. 生産要素移動によってソーシャルダンピングは起こるか？

以上のように、「ヨーロッパ社会モデル」が次第にその性格を変えつつあることを念頭に置いたうえで、いよいよ本題に入りたい。

まず、単一市場が中東欧の10カ国にも拡大された結果、域内での生産要素移動によってソーシャルダンピングがはたして起きるのかという点をめぐっては、それを深刻に受け止める「悲観論」と、その影響は小さいとする「楽観論」とが拮抗している。

表1に示したように、「悲観論」の根拠は、過去のEU拡大に比べて今回新規に加盟した中東欧諸国の経済発展水準がきわめて低い、という点にある。たとえば、1987年に加盟したスペインとポルトガルの1人当たりのGDP（PPP）はEU10=100に対してそれぞれ72.5、52.0であったのに対し、中東欧諸国のその平均値はEU15=100に対して46とかなり小さくなっている。また、そのなかにはバルト三国やポーランドのように、1人当たりのGDP（PPP）が30台と、さらに経済発展水準が低い国が含まれており、新規加盟国同士でも大きな格差がみとめられることが今回の拡大の特徴といえよう。さらに近い将来、ルーマニア（25、2007年加盟予定）、ブルガリア（25、2007年加盟予定）、トルコ（23、2015年加盟予定）が加盟することになると、そのような経済格差は一段と広がることが予想され、このことから中東欧諸国の「ラテンアメリカ化」を展望するのが、この悲観論である（Vaughan-whitehead, 2003）。

一方、「楽観論」の根拠は、今回の10カ国の新規加盟によって、EUの人口が20%増加するのに対して、名目GDPはわずかに5%増えるにすぎないという事実にある。この5%という数値はオランダ一国のGDPに匹敵するもので

あり、したがって、そのような小国が新たに加盟したからといって、さほど大きな影響は出ないというのがその論拠になっている。また、スペイン、ポルトガルが1987年のEU加盟以降、1人当たりのGDP (PPP) を急速にEU平均に近づけていったこともこの楽観論を支える根拠になっており、中東欧諸国の「スペイン化」を展望するのがこの楽観論といえる (Boeri = Brücker et al. 2000)。

学者、とくに経済学者の多くは後者の楽観論に傾いているが、EU市民を対象にした意識調査結果を見ると、そのような専門家とは逆に、悲観論が大勢を占めていることがわかる。

表2はそれをみたものであるが、まずここでいえることは、①EU市民の半数ちかくは「今回の拡大」、さらには近く予想される「さらなる拡大」を否定的に捉えていることである。また、②「EU建設への不安」として、EU15カ

国では「生産コストの安い他の加盟国に雇用機会が流出すること」をあげるものが圧倒的に多く、中東欧の新規加盟国では「農業への悪影響」をあげるものが多い。さらに、③「グローバル化」一般についても、その「マイナス面」を強調するEU市民が、EU15カ国・新規加盟国双方に少なからず存在している。

つまり、EU統合を積極的に推進していこうとする政治経済分野でのエリートと、EU市民一般との間には依然、意識において大きなズレがあり、この「ズレ」が2004年6月に実施された欧州議会選挙をさながら各国の政権与党の信認を問う選挙に変えたときえいわれている。

では、客観的に見て、「悲観論」「楽観論」のいずれが正鵠を射ているのであろうか？このテーマをめぐるのは、加盟国の主要な研究機関がすでに膨大な数の実証研究を発表しているが、ここではその代表的なものを紹介しておく。

表1

	人口規模 (2002年)	経済規模 (名目 GDP) (2002年)	1人当たり GDP (PPP) (2002年)
エストニア	140万人	70億ユーロ	41
ラトビア	230	90	35
リトアニア	350	150	39
ポーランド	3860	2000	39
スロバキア	540	250	47
スロベニア	200	230	74
チェコ	1020	780	60
ハンガリー	1020	690	57
マルタ	40	40	
キプロス	70	110	74
(ルーマニア)	2180		25
(ブルガリア)	780		25
(トルコ)	7020		23
EU15	3億7950	9兆1700億	100
CEE10/EU15	20%	5%	46%

資料出所：1人当たりGDP (PPP)については、eurostat(2003), *GDP per capita in Purchasing Power Standards for EU, Acceding and Candidate Countries and EFTA* また人口規模および名目GDPについては、ECB(2004), *Monthly Bulletin*, Feb. 2004より

表 2

	「拡大」		「さらなる拡大」	
	<賛成>	<反対>	<賛成>	<反対>
ギリシャ	66%	19%	60%	23%
アイルランド	60	22	45	30
スペイン	59	18	57	17
デンマーク	59	31	40	43
イタリア	55	25	47	26
スウェーデン	54	37	41	48
ポルトガル	52	27	51	28
フィンランド	48	44	35	55
オランダ	44	45	46	43
ベルギー	38	49	37	49
フランス	37	47	32	52
ルクセンブルグ	37	51	34	53
オーストリア	34	52	25	59
イギリス	31	40	31	40
ドイツ	28	56	24	60
EU15	42	39	37	43
「EU 建設への不安」<生産コストの安い他の加盟国に雇用機会が流出すること>				
フィンランド	87%	チェコ	63%	
フランス	83	エストニア	53	
スウェーデン	79	キプロス	60	
ドイツ	78	ラトビア	37	
ポルトガル	78	リトアニア	35	
ベルギー	76	ハンガリー	69	
デンマーク	76	マルタ	64	
オランダ	76	ポーランド	51	
アイルランド	74	スロベニア	63	
ルクセンブルグ	73	スロバキア	49	
ギリシャ	70	CEE10	54	
イギリス	68			
イタリア	65			
オーストリア	64			
スペイン	53			
EU15	72			
「EU 建設への不安」<農家への悪影響>				
チェコ	63%			
エストニア	54			
キプロス	61			
ラトビア	61			
リトアニア	51			
ハンガリー	76			
マルタ	38			
ポーランド	72			
スロベニア	67			
スロバキア	67			
CEE10	70			

(1) 中東欧拡大と労働力移動

まず、労働力移動については当初、年間100万人規模での移民が発生するといわれ (Friis = Murphy, 1999)、しかもその多くが国境を接するドイツ、オーストリアに殺到するといわれてきた。そのため、これらの国ではこの問題がとくにセンシティブに取り上げられてきた。後述するように、中東欧諸国からの移民に対して、「2 + 3 + 2」ルールを発動し、最高7年間の経過措置をとることを真っ先に決めたのも他ならぬこれらの二国である (註4)。

だが、このような悲観論とは対照的に、最近の研究ではより控えめな推計が行われており、中東欧諸国からの移民の規模は制御可能な範囲にある、とする研究が増えている。そのうち、もっとも頻繁に引用される研究はBoeri = Brücker et al. (2000)であるが、その推計結果によれば、①新規加盟直後にEU15全体で年間33万5,843人の中東欧移民が流入し、その後10年間でその数は14万6926人にまで半減していく、とされている。②また、ストックでみると、中東欧諸国からの移民は2030年に389万2,345人でピークを迎える、とされている (表3参照)。

以上の推計は、過去にドイツに流入した移民の時系列データ (1968 - 1998年) をもとに移民関数を推計し、その結果をEU15カ国に外挿したものである。なおここでは、①EU15カ国と新規加盟国との間で1人当たりのGDP (PPP) が年間2%ずつ収斂し、②失業率も1997年の水準で推移し、③しかも、2002年から域内移動の完全自由化がスタートすることが前提とされている。したがって、もし1人当たりGDPの収斂のスピードがより遅くなり、中東欧諸国の失業率が今以上に悪化することになれば、当然、ここでの推計以上の移民が発生することになる。また逆に、1人当たりGDPの収斂のス

「グローバル化のマイナス面」 (EU15)	「そう思う」「そう思わない」	
	64%	17%
<グローバル化は大企業への権力集中をもたらしている>	64%	17%
<グローバル化は自国の雇用を悪化させている>	57	23
<グローバル化は環境悪化をもたらしている>	55	21
「グローバル化のマイナス面」 (CEE10)		
<グローバル化は大企業への権力集中をもたらしている>	55%	14%
<グローバル化は自国の雇用を悪化させている>	39	25
<グローバル化は環境悪化をもたらしている>	48	18

資料出所: European Commission (2004)
 Joint Full Report of Eurobarometer 61 and CC Eurobarometer 2004.1 より
 (2004年2 - 3月実施調査、2004年7月公開)

表3 Boeri=Brücker(2000)によるEU15に流入する中東欧移民の予測数(中位推計)

	residents from the CEEC-10 in persons	share of country in %	(年増加数)						
			increase in the number of residents in persons						
			1998	2002	2005	2010	2015	2020	2025
Austria	103,000	12.07	40,547	30,020	17,739	9,872	5,107	2,101	286
Belgium	10,773	1.26	4,241	3,140	1,855	1,043	534	220	30
Denmark	8,863	1.04	3,489	2,583	1,526	858	439	181	25
Finland	11,985	1.40	4,718	3,493	2,064	1,160	594	245	33
France	22,000	2.58	8,661	6,412	3,789	2,130	1,091	449	61
Germany	554,869	65.04	218,430	161,720	95,560	53,721	27,510	11,320	1,539
Greece	20,131	2.36	7,925	5,867	3,467	1,949	998	411	56
Ireland	200	0	79	58	34	19	10	4	1
Italy	34,490	4.04	13,577	10,052	5,940	3,339	1,710	704	96
Luxembourg	700	0.08	276	204	121	68	35	14	2
Netherlands	9,606	1.13	3,782	2,800	1,654	930	476	196	27
Portugal	781	0.09	307	228	135	76	39	16	2
Spain	10,539	1.24	4,149	3,072	1,815	1,020	523	215	29
Sweden	26,191	3.07	10,310	7,634	4,511	2,536	1,299	534	73
UK	39,000	4.57	15,353	11,367	6,717	3,776	1,934	796	108
total EU-15	853,128	100.00	335,843	248,649	146,926	82,598	42,297	17,405	2,366

	residents from the CEEC-10 in persons	share of country in %	(ストック)						
			residents from the CEEC-10						
			1998	2002	2005	2010	2015	2020	2025
in persons									
Austria	103,000	12.07	140,026	239,982	351,013	414,974	449,318	465,246	469,931
Belgium	10,773	1.26	14,646	25,100	36,713	43,403	46,995	48,661	49,151
Denmark	8,863	1.04	12,049	20,650	30,204	35,708	38,663	40,034	40,437
Finland	11,985	1.40	16,293	27,924	40,844	48,286	52,282	54,136	54,681
France	22,000	2.58	29,908	51,258	74,974	88,635	95,971	99,373	100,374
Germany	554,869	65.04	754,329	1,292,799	1,890,933	2,235,498	2,420,513	2506319	2531556
Greece	20,131	2.36	27,368	46,904	68,604	81,105	87,818	90,931	91,846
Ireland	200	0	272	466	682	806	872	903	912
Italy	34,490	4.04	46,888	80,359	117,538	138,956	150,456	155,790	157,359
Luxembourg	700	0.08	952	1,631	2,386	2,820	3,054	3,162	3,194
Netherlands	9,606	1.13	13,059	22,381	32,736	38,701	41,904	43,390	43,827
Portugal	781	0.09	1,062	1,820	2,662	3,147	3,407	3,528	3,563
Spain	10,539	1.24	14,327	24,555	35,916	42,460	45,974	47,604	48,084
Sweden	26,191	3.07	35,606	61,023	89,256	105,520	114,253	118,304	119,495
UK	39,000	4.57	53,019	90,867	132,908	157,126	170,130	176,161	177,935
total EU-15 ¹⁾	853,128	100.00	1,159,804	1,987,718	2,907,367	3,437,146	3,721,613	3,853,542	3,892,345

memo items:

residents from CEEC-10 in % of home population
in % of population in the EU-15

	in per cent							
	0.82	1.12	1.93	2.83	3.37	3.67	3.84	3.93
	0.23	0.31	0.53	0.78	0.93	1.01	1.06	1.08

推計方法: ドイツの時系列データ (1988-1998 年) を使って移民原数を推計、その結果をEU15へ対推主な独立変数

- ① 流入国と送出国との1人当たりGDPの格差=賃金格差の代理変数 (購買力平価換算と為替レート換算の2ケース)
- ② 送出国の失業率
- ③ 流入国の失業率
- ④ 送出国の人口対比の移民ストック (一前期)
- ⑤ 制度格差数 (ゲストワーカー協定の有無、域内自由移動の権利の有無)

中位推計:

- ① PPP換算の1人当たりGDPが毎年2%で収斂
- ② 失業率がCEE10とドイツにおいて同年も1997年水準で推移
- ③ 2002年から域内移動の完全自由化がスタート

高位推計:

- ① PPP換算の1人当たりGDPが毎年1%で収斂
- ② 失業率が同年ドイツで5%、CEE10で15%で推移

低位推計:

- ① PPP換算の1人当たりGDPが毎年3%で収斂
- ② 失業率が同年ドイツで10%、CEE10で5%で推移

表4 ドイツにおける生産年齢人口の予測

	working age population without migration	working age population with 100,000 net migrants per year	working age population with 200,000 net migrants per year	working age population with 500,000 net migrants per year
1996	41,063,000	41,063,000	41,063,000	41,063,000
2000	40,356,000	40,783,000	40,814,000	40,905,000
2010	38,525,000	41,388,000	42,069,000	44,099,000
2020	34,512,000	39,432,000	40,806,000	44,862,000
2030	28,757,000	34,624,000	36,683,000	42,714,000
2040	24,811,000	31,221,000	33,846,000	41,481,000

資料出所: Jan Kunz (2002) "Labour Mobility and EU Enlargement: A Review of Current Trends and Debates", in *ETUI DWP* 2002.02.01, Table 2, p.10より

ピードがより速まり、かつ中東欧諸国の雇用情勢が大きく改善されれば、ここでの推計以下に移民数が抑えられる、と予想される^(注5)。さらに、域内での中東欧移民の移動が完全自由化される時期は先延ばしされるのがいまや確実なので、移民ストックのピークは2030年以降にずれ込むことになるであろう。

ところで、新規加盟当初、EU15カ国全体で年間33万5,843人の移民が流入し、またドイツ一国だけに限っても年間21万8,430人の移民が流入するという数字ははたして制御可能な数字といえるのであろうか？いまその上限を〈生産年齢人口を将来にわたって維持すること〉と定義すれば、表4に示したように、それは十分に制御可能な数字といえる。たとえば、ドイツでは生産年齢人口を今後40年間一定に維持するうえで必要な移民数は年間50万人以上と推計されている。

だが今後、すでにヨーロッパ各地に膨大な移民ストックを擁し、7,020万人の人口大国であるトルコが新たに加盟することになれば、ここで示したような楽観論はいっぺんに吹っ飛んでしまうことになるかもしれない^(注6)。

(2) 中東欧拡大と資本移動

一方、資本移動についても、悲観論と楽観論とが拮抗している。このテーマを語る際の重要な論点は、①資本移動の主役は何か？（「海外直接投資」か、あるいは「ポートフォリオ投資」か）②また資本移動を惹き起こす誘因は何か？（「低賃金」か、あるいは「市場の獲得」か、あるいは「優秀な労働力の獲得」か）③資本移動は送り出し国と受け入れ国の賃金・労働条件にそれぞれどのような影響を与えるか？（「雇用の空洞化」「賃金引下げ競争」「租税引き下げ競争」は生じるのか）という点である。また④資本移動が貿易構造をどのように変化させ、結果的にいかなる国際分業体制を招来させるかという点も重要なテーマである（リカードの比較優位原則に基づく「産業間貿易」か、あるいは「垂直的産業内（企業内）貿易」か、さらには「水平的産業内（企業内）貿易」か）。

これらのテーマをめぐる既存の実証研究は1990年代後半から現在までの変化に注目しているが、これらの研究から明らかにされたことは、おおよそ次のとおりである。

①まず、EU15カ国から中東欧諸国への資本移動はもっぱら海外直接投資が主役である。ポ

- ートフォーリオ投資が少ない理由は、中東欧諸国の金融市場が依然として未成熟であることにある。なお、中東欧諸国への海外直接投資は、EUの加盟が承認された国から順次増えていった経緯があり、したがって、ハンガリー、ポーランド、チェコが最初の受け入れ先となった。また、これらの国々に真っ先に直接投資を行った国は、ドイツ、オランダ、オーストリア、フランス、イギリスである。
- ②またそのような海外直接投資を生み出している誘因は、人口規模が3,860万人と大きくその市場が将来有望視されるポーランドを除くと、労賃の安い優秀な労働力の獲得にあるといわれている。とくに西欧諸国の工場を閉鎖して中東欧諸国に進出してきたケースでは、安価な労働力を求める傾向が強い。
- ③そして、それらの海外直接投資は、それらを受け入れる中東欧諸国の経常収支の赤字を補填し、かつ固定資本投資の少なからぬ部分(2000年時点で17%)を占めることで、これらの国々の経済発展に貢献し、雇用の拡大にもプラスの効果を与えた、といわれている。
- ④また、海外直接投資という形で資金が海外に流失していく西欧諸国サイドでは、雇用の空洞化や賃下げ圧力が働くことが懸念されているもの—そのような懸念はとくにフランス、フィンランドで強いが—、その影響はいまのところ特定の労働集約型産業で働く、特定の不熟練労働者に限られている、とされている。すなわち、資本移動にかぎっていえば、それは「WIN-WINゲーム」であるという理解がひろく普及しているといえよう。
- ⑤なお、これらの海外直接投資を通じて、EU 15カ国と中東欧諸国との間で貿易構造にも大きな変化が生じている。その変化とは、チェコ、スロベニア、ハンガリー、ポーランドといった国々において海外直接投資の受け入れ

を契機に、これまでの比較優位原則に基づく産業間貿易に代えて、垂直的な同一産業内貿易、あるいは企業内貿易が定着しつつあることである。すなわち、これらの国々では、「西欧市場への供給基地」あるいは「大欧州の工場」という位置づけがより明確になりつつある(Gabrisch=Segnana, 2003)。

ただし、以上の研究はこれまでの海外直接投資の推移について述べたものであり、EUの中東欧拡大を契機に今後どれだけの資本移動が起こり、その影響がどの程度大きいのかを予測している研究はいまのところ皆無である。これは、中東欧諸国への海外直接投資がすでに飽和状態にあり、これ以上拡大する可能性は少ないとみる見方が一部にあるためである。すなわち、「自動車/部品、家電/電子などが牽引役となって<生産の東欧シフト>の構図はほぼ出来上がり、部品・素材系等の2次、3次投資の拡大はさらに続くと思込まれるものの、完成品の生産能力については過剰感がある」(今井、2004: P.4)といわれている。また、中東欧諸国で国営企業の民営化が一段落したため、海外直接投資の流入は一息するという見方もある^(註7)。

このような見方からすると、資本移動の影響は<90年代ですでに実証済み>ということになり、その影響を過大視する必要はないとする楽観論が導かれよう。がしかし、90年代に中東欧諸国に流入した海外直接投資を「half full glass」とみるか、あるいは「half empty glass」とみるかによって、今後の評価は大きく分かれるところである。

3. 中東欧諸国のEMU参加は「底辺への競争」を惹き起こすか?

生産要素移動が及ぼす影響に加えて、中東欧諸国がEMUへ参加することでいかなる事態が

生じるのかという点も、「ヨーロッパ社会モデル」のゆくえを占う上で重要である。

ところで、今回の中東欧諸国のEU加盟が、先のポルトガル・スペインのEU加盟と決定的に異なる点は、これらの中東欧諸国が経済統合においてもっとも「深化」したEUに参加しなければならないことにある。生物学の世界では「**個体発生は系統発生を繰り返す**」といわれているが、中東欧の新規加盟国は限られた時間の中で、EUの「深化」の歴史を辿り直さなければならない^(註*)。

中東欧諸国がEMUに参加することで惹き起こされる問題として注目されているのは、次の2つである(Grauwe, 2003, Eichengreen, 2002)。

- ①ひとつは、小国に過度の発言権が与えられることで、欧州中央銀行(ECB)の政策決定が今後円滑に進むかという問題である。とくに、中東欧の小国に強い発言力が与えられると、インフレ懸念の大きいこれらの国に合わせ、欧州中央銀行は利子率を高めに設定しなければならないと、このことが西欧諸国の経済の足を引っ張ると考えられている。
- ②もうひとつの問題は、中東欧諸国において「非対称的な経済ショック」が発生する危険

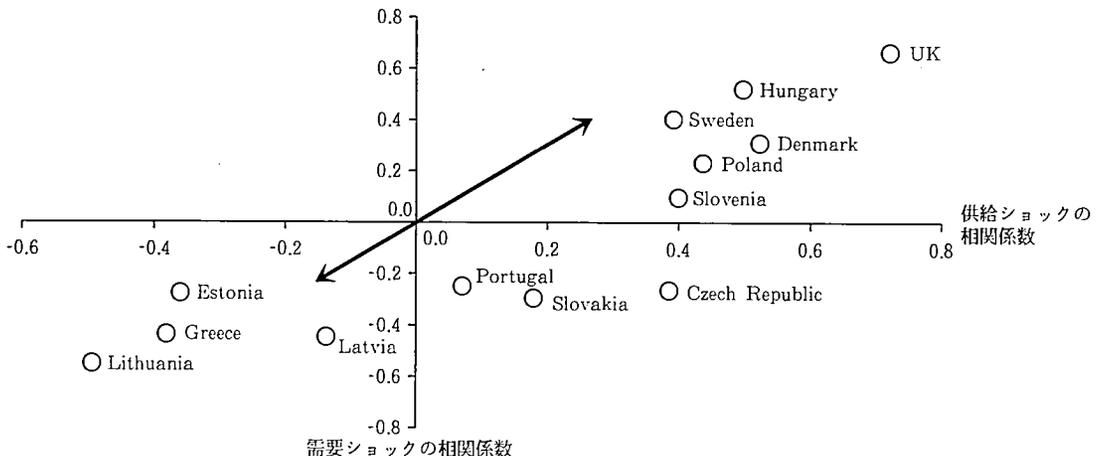
である。

ここでは後者の問題に注目したい。いま「非対称的な経済ショック」が発生した場合、「最適通貨圏」としてのユーロ圏を維持することが難しくなり、そのようなショックは通常、①財政移転によって吸収するか、あるいは②労働移動によって吸収するか、さらには③ショックを蒙った国の賃金・労働市場で吸収する必要があるといわれている。

後述するように、EUレベルでの財政移転の規模はきわめて小さく、大きな「非対称的な経済ショック」が発生した際にそれに期待することは難しい状況にある。また、国境を越えた労働移動に対する批判の声も大きいと、それに過大な期待を持つことも難しい。そうすると、残された道は、ショックを蒙った国自らが自国の賃金・労働市場でそれを吸収することであるが、言うまでもなく「底辺への競争」圧力をもっと強く働くのもこの最後のケースである。すなわち、賃金の引き下げを飲むか、さもなければ、それを拒んで失業者の数を増やすかを選択しなければならない。

ところで、図1は、中東欧諸国において「非対称的な経済ショック」がどの程度発生するの

図1 ユーロ経済圏を基準にした経済ショックの対称性



資料出所: Süppel (2003) Chart 14, p.25より

表5 中東欧の新規加盟国における賃金交渉のレベル

	Intersectoral level	Sectoral level	Company level
Cyprus		△	□
Czech Republic		□	△
Estonia		□	△
Hungary	□	○	△
Latvia	□	□	△
Lithuania		□	△
Malta			△
Poland		□	△
Slovakia		△	□
Slovenia	△	○	□

□=existing level of wage bargaining
 ○=important but not dominant level of wage bargaining
 △=dominant level of wage bargaining

資料出所：European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2002).

"Industrial relations in the EU Member States and candidate countries", *European industrial relations observatory on-line*, table 3 より

かを調べたものであるが^(註9)、これをみると、供給ショック・需要ショックの双方においてユーロ圏と同じ動きを示している中東欧諸国はハンガリー、ポーランド、スロベニアに限られることがわかる。またチェコとスロバキアは供給ショックにおいてはユーロ圏と同じ動きをみせているが、需要ショックではそれとまったく反対の動きを示している。

一方、供給ショック・需要ショックともにユーロ圏と対極的な動きを示しているのは、エストニア、ラトビア、リトアニアといういわゆるバルト三国である。すなわち、もしこれらのバルト三国がユーロ圏に参加した場合、「非対称的な経済ショック」が発生する危険性ももっとも高いといえる。だが、皮肉なことに、これらのバルト三国のうち、エストニアとリトアニアは2004年7月からEMUの前段階にあたるERM2に参加しており、2006年末もしくは2007年頭にEMUへ参加する見通しである。また、ラトビアも2008年にEMUへの参加を目指しているといわれている。

なお、中東欧諸国において、「非対称的な経済ショック」が発生した場合、それを賃金の引き下げで吸収する道が残されているかどうか最後に問われなければならない。EMUを導入した際に、西ヨーロッパ諸国は賃金自粛によってそのショックを乗り切ったといわれているが、中東欧諸国についていえば、そのような見通しはきわめて悲観的である。その理由は、表5にも示したとおり、市場経済への移行後、賃金交渉のレベルが企業レベルに移っている国が多いことにある。また、国を挙げて賃金自粛を行うためには中央レベルでの政労使の三者協議機構が必要となるが、そのような三者協議機構が正常に機能しているのはいまのところスロベニアだけだ、といわれている^(註10)。

4. 構造基金は「底辺への競争」圧力を緩和するうえで有効か？

さて、EU予算を使って支出される構造基金が中東欧諸国で発生する「底辺への競争」圧力を緩和するうえで、どの程度有効かを最後にみ

ておきたい。

なお、ここでいう構造基金とは、欧州地域開発基金（ERDF）、欧州社会基金（ESF）、漁業者財政支援（FIFG）、さらに欧州農業指導基金（EAGGF）の一部を使って支出される、域内での地域間経済格差を是正するための基金の総称である。この構造基金には現在EU予算の1/3が投じられており、またEU予算の1/2は共通農業政策を実施するための資金として使われている。

中東欧の新規加盟国は将来、この構造基金および農業補助金において純〈受益国〉になることが確実視されており、これらの国々もそのことに大きな期待を寄せている（Weise, 2001）。だが、なにぶんEU予算の規模はGDPの1%足らずとわけて小さく、その効果がどれだけ現れるかはいまのところ未知数である⁽¹¹⁾。そこで、いま注目されているのは、これらの基金の一部を使って中東欧諸国の社会基準を引き上げるという方策である。

このことは、「ヨーロッパ社会モデル」を中東欧の新規加盟国に移植することを意味しているが、そのような見通しに対してもやはり「楽観論」と「悲観論」とがある。

「楽観論」の根拠となっているのは、中東欧諸国の社会政策に、いま流行の言葉で言えば、「経路依存性」（path dependency）がないことである。すなわち、社会主義時代の「過去」との連続性が途切れているためにかえて新しい制度を導入しやすいというのが楽観論の根拠となっている。

しかしその一方で、①強い競争圧力が働くグローバル化の最中に新たな社会政策を導入しなければならないこと、②近い将来にEMUへ参加した場合、強い財政制約が働くこと、③中東欧の新規加盟国の多くは依然、大量失業問題に直面していること、④そして最後に、市場経済

への移行期に大きな社会経済的混乱を経験したため、少子化が促進され、少子=高齢化のスピードに加速がかかっていること、をそのマイナス面としてあげるものも多い⁽¹²⁾。

おわりに

最後に、以上で述べた主要な論点をまとめながら、「ヨーロッパ社会の将来」を展望しておきたい。

まず、EUの中東欧拡大をめぐるのは、「自由放任主義戦略」と「社会的介入戦略」とが拮抗している。ここでいう「自由放任主義戦略」とは、これまで筆者が楽観論とよんできたものにあたる。それによれば、域内での自由な労働移動と資本移動が認められれば、経済的な収斂が促され、自ずと生産要素移動の誘因も小さくなるため、ソーシャルダンピングの危険性も弱まる、という。したがって、この立場からすると、租税統一や移民制限などの政策的な介入はかえて経済的な収斂を阻害し、無用な構造基金や農業補助金をいつまでも必要とすることにつながる、とされる。しかし、無制限なグローバル化にきわめて批判的な態度を示すEU世論の動向を前提にすれば、この「自由放任主義戦略」がヨーロッパでそのまま受け容れられるとは考えられない。

他方、筆者が悲観論とよんできた「社会的介入戦略」についていえば、それは社会的介入によってソーシャルダンピングの発生を未然に防ぎ、併せて、構造基金や農業補助金を使って迅速な収斂を図るというものである。しかし、この戦略についても、東西ドイツ統一の際の旧東ドイツ地域での失敗をあげて、中東欧諸国の社会基準を性急に引き上げることはインフレを招き、中東欧諸国のEMU参加をかえて難しくする、とする見方もある（Sinn=Ochel, 2003）。

なお、EU統合を積極的に推進してきた政治

経済分野でのエリートたちはこんにち、前者の「自由放任主義戦略」に傾斜するきらいがある。だが、ここへ来て、以上のような楽観論を払拭する重要な動きが登場していることも見逃せない。

①そのひとつは、中東欧諸国からの移民に対する制限を強化する動きである。すでに7年の経過措置を設けることを決定しているドイツ、オーストリアはもちろんのこと、これまで完全自由化を約束していた北欧諸国、アイルランド、イギリスまでもがなんらかの制限措置を発動し、このような動きに対して、ポーランド、ハンガリーは報復措置で対抗しようとしている。

②また、もうひとつの重要な動きとして、中東欧拡大に伴う「競争の激化」を理由に、超勤手当を支払わずに週労働時間を延長する労使協定が次々と結ばれていることである。この動きは、ドイツの金属産業での合意を皮切りに、わずか数ヶ月のうちにたちまちオーストリア、フランス、フィンランド、ベルギー、オランダと波及している。

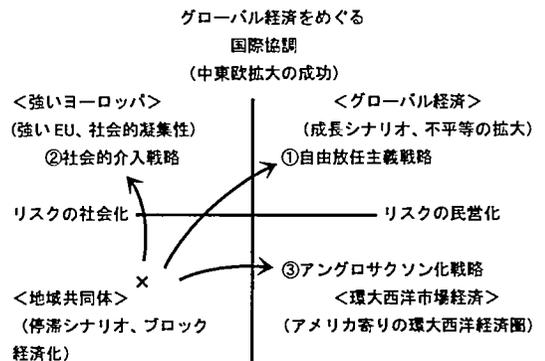
③さらに、法人税の引き下げ競争がここへ来て激化していることにも注目しなければならない。この動きはもともと中東欧諸国に端を発するものであるが、それがオーストリアに飛び火し、いまやEUレベルでの法人税の調和化を求める声を生み出している。

「ヨーロッパ社会の将来」はどのように展望できるのであろうか？それは、①「グローバル・ガバナンス」を達成できるか、また②「ヨーロッパ社会モデル」を維持できるかどうかにかかっている、といえよう (Mooij=Tang, 2003)。ここでいう「グローバル・ガバナンス」とは、グローバル経済をめぐる国際協調をいかに実現するかという問いと同義であるが、ヨーロッパでは当面、その問題を＜中東欧拡大を成功させることができるかどうか＞という問いに読み

かえることができよう。また、「ヨーロッパ社会モデル」を維持できるかという問いは、＜リスクの社会化＞を堅持するか、あるいは＜リスクの民営化＞に道を譲るかという問いに読みかえることができる。

いま、そのような2つの軸をクロスさせると、図2に示したように、「グローバル経済」「強いヨーロッパ」「地域共同体」「環大西洋市場経済」という4つのシナリオが描かれる。そして、先に述べた「自由放任主義戦略」とは、現在の「地域共同体」から出発して、＜リスクの民営化＞を図ることで「グローバル経済」をめざすものとみることができよう。この場合、その最大の成果は＜高い経済成長＞を達成できることにあるが、＜不平等の拡大＞という犠牲を払わなければならない。また、「社会的介入戦略」とは、同じく「地域共同体」から出発して、＜リスクの社会化＞を堅持することで「強いヨーロッパ」をめざすものであるが、このケースでは、＜安定＞と引き換えに＜成長＞を犠牲にしなければならない。いずれにせよ、ヨーロッパ社会は、中東欧への拡大を契機に、いま大きな岐路に立たされているとみることができよう。

図2



資料出所：Mooij=Tang (2003) を参考にして作成

注

- ① EUにおける円滑な政治的意思決定を可能にすること、すなわち、「民主主義の赤字」を解消することがEU憲法制定の主題であることはいうまでもない。
- ② ただし、付加価値税（VAT）の統一はここでの例外である。
- ③ EUは現在、「開かれた調整方式」（open method of coordination）という、これまでの立法的アプローチよりも緩い形で、アングロサクソン・モデルに近づいた「ヨーロッパ社会モデル」を加盟国に普及させていこうとしている。
- ④ ここでいう「2+3+2」ルールとは、新規に加盟した中東欧諸国からの移民に対して、最初の2年、次の3年、さらにその次の2年と段階を踏んで、規制を緩めていく方式である。
- ⑤ なお、1人当たりのGDPが収斂していくスピードには、同じ中東欧諸国の間でもかなりバラツキがあると予測されている。もっとも早くEU平均に近づくのは、スロベニアとキプロスであり、これらの二国はほぼ10年でEU15カ国の平均に追いつく、とされている。また、チェコが20年、ハンガリー、スロバキア、マルタがそれぞれ30年、さらにポーランドおよびバルト三国に至っては50年かかるといわれている。詳しくは、European Central Bank（2004）を参照。
- ⑥ トルコのEU加盟をめぐることは、2004年10月に加盟審査報告書が提出され、さらに2004年12月のEU首脳会議において、2005年10月3日から加盟交渉を開始することが条件付で認められた。
- ⑦ さらに、一旦中東欧諸国に進出した多国籍企業（IBM、フィリップス）がさらなる労働コストの節約や市場を求めて、ウクライナや中国に進出する動きもみとめられる。詳しくは、ジェトロ・ブリュッセル・センター、『EUトピックス』、No.48、2004年8月4日、を参照。
- ⑧ 新規に加盟した中東欧10カ国には、EMU第三段階への移行に際してイギリス、デンマークに認められたようなオプト・アウトの権利はない。だが、EMU第三段階への移行についてのマーストリヒト基準をこれらの中東欧諸国がクリアすることは、それほど難しいことではない、といわれている（Eichengreen, 2002）。

付表1 中東欧諸国における収斂基準の充足度(2002)

	Fiscal deficit (-) (% GDP)	Public debt (% GDP)	Inflation (%)	Interest rate (%)
Cyprus	-3,5	59,7	2,8	5,1
Czech.Rep.	-6,7	26,9	1,4	4,0
Estonia	+1,3	5,8	3,6	7,4
Latvia	-3,0	14,6	2,0	5,3
Lithuania	-1,7	22,7	0,4	5,2
Hungary	-9,2	56,3	5,2	7,1
Malta	-6,2	66,6	2,2	5,7
Poland	-3,8	41,8	1,9	7,3
Slovakia	-7,2	44,3	3,3	6,9
Slovenia	-2,4	27,8	7,5	6,7
Average	-5,1	39,9	2,7	6,4
Reference value	-3,0	60,0	2,9	6,9

注：斜線部分はマーストリヒト収斂基準を充している部分である。

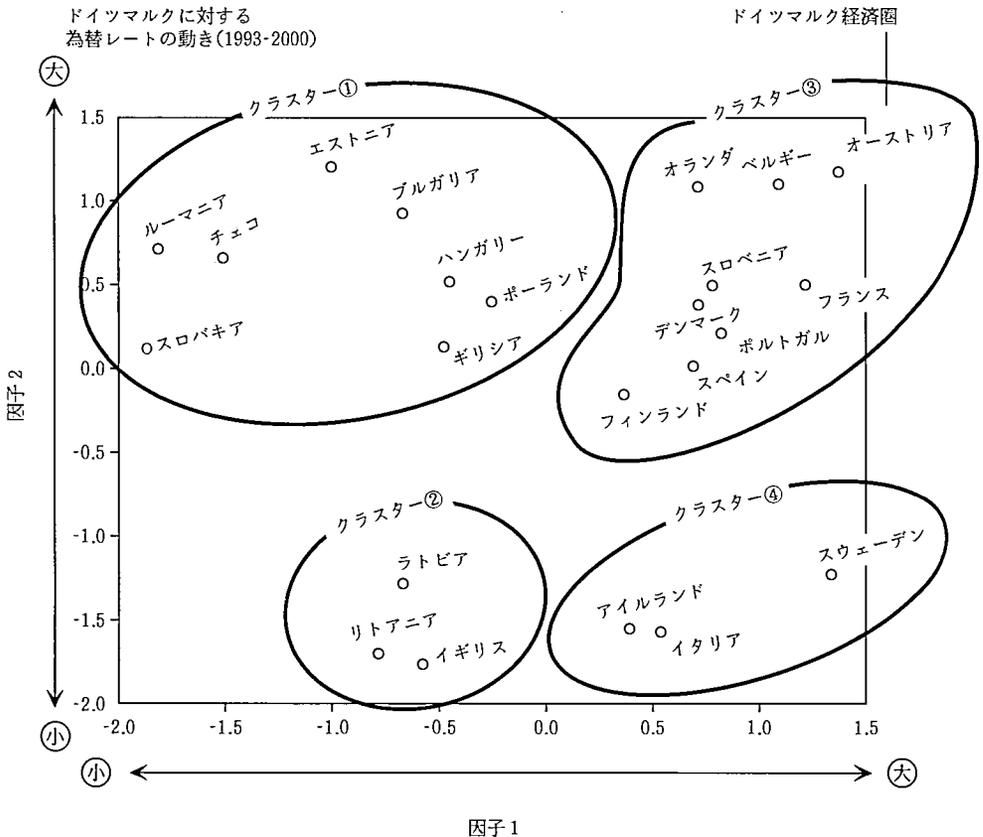
資料出所：Lavrac (2004), "Fulfillment of Maastricht Convergence Criteria and the Acceding countries", in *Ezoneplus Working Paper*, No.21, Table 1. p.11より

⑨ 図1において、Suppel (2003) は、Blanchard=Quah (1989) のstructural VAR modelを使って、EU加盟国の「非対称的経済ショック」を計測している。なお、この推計とは別に、＜ドイツの実質経済成長率との相関(1994 - 2002)＞＜ドイツのCPIとの相関(1995 - 2002)＞＜ドイツの短期金利との相関(1993 - 2000)＞＜ドイツ・マルクに対する為替レートの動き(1993 - 2000)＞の4変数を用いて、EU加盟国の経済構造を類型化した。スロベニアを除く中東欧の新規加盟国は明らかにドイツを中核とするマルク経済圏とは異なる動きを示すことがわかった。

⑩ 詳しくは、European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2003) を参照。ただし、石川 (1995) は中東欧諸国におけるネオ・コーポラティズムの可能性について、これとは対照的に楽観的な見通しを示している。併せて、参照されたい。

⑪ 構造基金は現在、その2/3が域内の低所得地域に重点的に配分されているが、構造基金の目的を整理することと併せ、その比率を将来90%にまで高める案が検討されている。また共通農業政策のもとで域内の農家に直接支払われる農業補助金についても、それを段階的に廃止する案が検討中である。その場合、EU加盟国へ

付図1 因子得点を使ったクラスター分析



ドイツの実質経済成長率との相関(1994-2002)
 ドイツのCPIとの相関(1995-2002)
 ドイツの短期金利との相関(1993-2000)

注：ここでは上記の4変数を主成分分析にかけ、各国の因子得点を求めた上で、それらをクラスター分析で類型化している。

のEU予算のネット・トランスファーに大きな変更が生じることになるが、様々なシナリオのもとで試算されたEU予算のネット・トランスファー(Weise, 2001)と、EUの中東欧拡大への加盟国民の支持率との間には、明らかに正の相関が存在する。すなわち、EU予算からより多くのネット・トランスファーを受け取ることができる加盟国ほど、EUの中東欧拡大への支持が強いことをそれは示唆している。

⑫ 因みに、中東欧の新規加盟国の合計特殊出生率(TFR)は、付表2に示したとおり、EU15カ国の平均を下回る国が多い。すなわち、1989年以降の市場経済への移行がいかに大きな社会経済的な混乱をこれらの国々にもたらしたのかを如実に示しているといえよう。詳しくは、GVG(2002)を参照。

付表2 中東欧諸国の合計特殊出生率の推移

	Total fertility rate							
	1980	1990	1996	1997	1998	1999	2000	2001
BG	2.05	1.7	1.24	1.09	1.11	1.23	1.25	1.20
CY	2.46	2.4	2.08	2.00	1.92	1.84	1.83	1.79
CZ	2.10	1.8	1.18	1.19	1.16	1.13	1.14	1.14
EE	2.02	1.9	1.30	1.24	1.21	1.24	1.39	1.34
HU	1.91	1.8	1.46	1.38	1.33	1.29	1.33	1.32
LV	1.90	1.9	1.16	1.11	1.09	1.15	1.24	1.24
LT	2.00	1.9	1.42	1.39	1.36	1.35	1.33	1.25
MT	1.99	2.0	2.10	1.95	1.82	1.81	1.80	1.51
PL	2.28	2.0	1.58	1.51	1.43	1.37	1.34	1.29
RO	2.45	1.9	1.30	1.32	1.32	1.30	1.30	1.20
SK	2.32	2.0	1.47	1.43	1.38	1.33	1.30	1.21
SI	2.11	1.5	1.28	1.25	1.23	1.21	1.25	1.22
TR	4.36	3.4	2.59	2.57	2.55	2.53	2.50	2.50
EU-15	1.82	1.57	-	-	-	-	1.53	1.47

資料出所: GVG (2002). Table 6. p.13より

引用文献

欧文

- ① Balassa, B. (1961), *The Theory of Economic Integration*, (Richard D. Irwin, INC)
- ② Blanchard, O.J. and Quah, D. (1989),

"The Dynamic Effects of Aggregate Demand and Supply Disturbances", in *American Economic Review*, Vol.79, No.4, pp.655-673

- ③ Boeri, T. and Brücker, H. (2000), *The Impact of Eastern Enlargement on Employment and Labour Markets in The EU Member States*, *European Integration Consortium*
- ④ Eichengreen, B. (2002), "The Enlargement Challenge: Can Monetary Union Be Made to Work in an EU of 25 Members?", Fifth annual David Finch Lecture At the University of Melbourne, 20 February 2002
- ⑤ European Central Bank (2004), *Monthly Bulletin*, Feb. 2004
- ⑥ European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions (2003), *Social dialogue and EMU in the acceding countries*
- ⑦ Friis, L. and Murphy, A. (1999), "The European Union and Central and Eastern Europe: Governance and Boundaries", in *Journal of Common Market Studies*, Vol.37, No.2, pp.211-232
- ⑧ Gabrisch, H. and Segnana, M. L. (2003), *Vertical and horizontal patterns of intra-industry trade between EU and candidate countries*, Institut für Wirtschaftsforschung Halle-IWH
- ⑨ Grauwe, P.D. (2003), "The Euro at Stake?: The Monetary Union in an Enlarged Europe", in *CESifo Economic Studies*, Vol. 49, No.1, pp.103-121
- ⑩ GVG (Gesellschaft für Versicherungswissenschaft und-gestaltung e.V.) (2002),

Study on the Social Protection Systems in the 13 Applicant Countries: Synthesis Report

- ⑩ Mooij, R. and Tang, P. (2003), *Four Futures of Europe*, Centraal Planbureau
- ⑪ Sinn, H.W. and Ochel W. (2003), "Social Union, Convergence and Migration", in *CESifo Working Paper*, No.961, pp.1-41
- ⑫ Süppel, R. (2003), "Comparing Economic Dynamics in the EU and CEE Accession Countries", *ECB Working Papers*, No.267
- ⑬ Vaughan-whitehead, D. (2003), *EU Enlargement versus Social Europe?: The Uncertain Future of the European Social*

Model, (Edward Elgar)

- ⑭ Weise, C. (2001), "E U Eastern Enlargement Can be Financed: Increased Need for Reforms Scenarios for the 2007 and 2013 EU Budgets". In *DIW Economic Bulletin*, No.10

和文

- ① 今井尚哉 (2004) 「拡大後のEU情報と通商戦略」『JMC』、9月号、pp.2-12
- ② 石川晃弘 (1995) 「中・東欧の労使関係」『日本労働研究雑誌』No.420、pp.28-36
- ③ ジェトロ・ブリュッセル・センター『EUトピックス』各号

(しもだいら よしひろ、本学科教授)